

生徒心得

(現在、生徒心得の改定案検討中につき、確定後改めて掲示)

1 服装の規定について

(1) 制服について

- ① 本校指定の制服を正しく着用（下記の(8)を参考）し、上着の襟に校章をつける。ワイシャツ、ネクタイは学校指定のものとする。
- ② 夏期（6月1日～9月30日）は、本校指定のワイシャツまたはポロシャツとする。
（女子は学校指定のベストも可）ネクタイはしない。ただし、上着を着用する場合は、ネクタイをする。

(2) セーターについて（夏期は着用しない）

学校指定のものを着用する。

(3) コート類の着用について

以下の規定に準ずるものを着用する。

- ① 色は単色（黒・紺・茶・グレー・白）
- ② 型は華美でないもの。
- ③ 部活動で指定されたもの

(4) 通学靴・ベルトについて

通学靴は黒または茶のローファーか運動靴

ベルトは黒または茶で飾りのないもの

(5) 鞄について

学生鞄、リュックサック、スポーツバック

(6) 靴下・ストッキング等について

女子の靴下は黒または紺無地のハイソックス

ストッキングをはく場合は無地のベージュ・黒・茶

(7) 運動着等について

学校指定の運動着、体育館シューズを着用する。

(8) 儀式時の服装については、以下のとおりとする。

- ① 靴下は、黒無地とする。（女子はハイソックス）
- ② 指定のネクタイを着用する。ただし、夏期は着用しない。
- ③ 校章をつける。
- ④ 女子は、防寒用としてストッキング及びタイツを着用する場合は、黒色またはベージュで無地のものとする。ただし、卒業式及び入学式はベージュのみ認める。

2 頭髪等の規定について

- (1) 男子・・・ 髪の長さは、制服の襟や耳、目にかからない程度とし、高校生らしい清潔な髪型とする。パーマ、カール、アイロン、変形（ツープロック・アシメ）染色、脱色等は禁止する。
- (2) 女子・・・ 髪の長さは、目にかからない高校生らしい清潔な髪型とする。パーマカール、アイロン、染色、脱色等は禁止する。また、リボンや髪飾り、付け毛等はないこと。髪をしばる（留める）場合は、黒・紺・茶の目立たないものとする。
- (3) ネックレス・カチューシャ等の装飾品については、身に付けることを禁止する。
- (4) 化粧やピアス、マニキュア、カラーコンタクト等は禁止する。

3 学校生活の約束事について

- (1) 本校生徒として、自覚を持って行動し、勉学に励み、協調と友愛の精神で、よりよい学校づくりに努める。
- (2) 服装・頭髮等の規定を遵守すること。やむを得ず異装する場合は、異装届を担任に提出し、許可を受ける。
- (3) 授業中は制服を着用する。
- (4) 欠席・遅刻・早退等はしないように心がける。
 - ① 午前8時45分までに教室に入る。遅刻した場合は、職員室で遅刻カードを受け取り、指導を受けた後、教室に入る。その後、休み時間等を利用し、早急に担任へ報告する。
 - ② 早退する場合は、早退許可証を受け取り、担任の了解を得る。帰宅したら、必ず学校へ連絡を入れる。
 - ③ 欠席する場合は、事前にまたは当日の朝 8:00～8:25 の間に保護者が担任に連絡する。
 - ④ 登校後、授業が終わるまで校外に出ない。やむを得ず外出する場合は、担任から外出許可証を得る。
- (5) 始業後の部室の利用は認めない。
- (6) 自転車通学希望者は、学校所定のステッカーを貼付し、指定場所に鍵を掛けて置く。また雨天の際は雨合羽を着用し、傘さし運転をしない。
- (7) 二輪車・四輪車等の免許を無断で取得しない。
- (8) アルバイトをやむを得ない理由とする場合には、担任に申し出て、三者面談等を経て、アルバイト届を提出する。詳細については、別途定める。
- (9) 旅行・キャンプ・会合等を計画する場合は、担任に計画書を提出する。
- (10) 校内に掲示するポスター類は、生徒指導部の許可及び指示を受ける。
- (11) 事故等が発生した場合は、担任または、学校に速やかに連絡する。
- (12) 身分証明書・生徒手帳は常に携行する。
- (13) 携帯電話を所持する場合は届を出す。ただし、学校内での使用は禁止する。（電源を切り、各自管理する）使用した場合、あるいは正しく管理できない場合は、預かり等指導の対象とする。
- (14) 日常の学校生活について、以下の点を遵守する。
 - ① 「5分前登校」を実行するように心がけ、ゆとりを持って登校する。
 - ② 登下校の際には、交通ルールを守り、事故が起こらないように注意する。
 - ③ 教科書・ノートは持ち帰り、予習復習を計画的に実行する。
 - ④ 授業開始前には自席に着き、学習の準備をして、静かに待つ。
 - ⑤ 所持品には、記名をする。特に貴重品は、特徴やナンバーなどを控えておく。
 - ⑥ 必要以上の金品を所持しないようにする。生徒相互の金品貸借はしない。また、教室を離れる場合は、貴重品袋を活用し盗難には十分気をつける。教室は必ず施錠する。
 - ⑦ 校舎・校内用具等、公共物を大切にするとともに、整理整頓に努める。また、省エネにも努める。
 - ⑧ 来校者には、必ず挨拶をする。また、職員・生徒ともに敬愛の念をもって挨拶を交わす。

4 問題行動の内容について

- (1) 暴行傷害 (2) 恐喝・脅迫 (3) 窃盗・万引 (4) 喫煙・喫煙用具所持 (5) 飲酒
- (6) 性非行・不純異性行為 (7) 教師に対する暴言

(8)インターネット (SNS) への書き込み (誹謗中傷) (9)喫煙の同席 (10)器物破損
以上の事柄以外でも教育上問題がある場合には状況を確認し判断していく。

5 その他

生徒心得に反する行為には、特別に指導を行う。

ホームルームについて

- 1 ホームルームには、ロングホームルーム (LHR) とショートホームルーム (SHR) がある。
- 2 LHRは、特別活動であって、毎週1回実施する。
- 3 LHRは、生徒の自発的な活動を通じて、個性を伸ばし友情を深めるとともに、集団生活のあり方を身につけ、人間としての望ましい態度を養うことを目標として、次のことを行う。
 - (1) 集団生活の充実に関すること。
 - (2) 高校生活のあり方に関すること。
 - (3) 進路の適切な選択決定に関すること。
 - (4) 健康で安全な生活に関すること。
 - (5) 人間として望ましい生き方に関すること。
- 4 SHRは、毎朝8時55分から10分間と、最終校時終了後5分間実施する。
SHRの前に朝の読書が8時45分から10分間実施される。
SHRでは、出席の確認、連絡事項、諸注意などの伝達が行われる。

生徒会活動について

- 1 生徒会活動は、特別活動であって、生徒は入学と同時に生徒会会員となる。
- 2 生徒会活動は、物事を広く考え、公正に判断し、誠実に実践する態度を養うとともに、連帯の精神と自治的な能力の伸長を図ることを目的として行われる。
- 3 生徒会活動は、学校生活における規律とより良い校風の確立、環境の美化、会員同士の親睦等のために行う。
- 4 生徒会は、学校行事に積極的に参加し、協力する。
- 5 生徒は、原則としていずれかの部活動に所属する。
また、所属した部活動名を担任に報告する。
- 6 今年度活動している部活動等は以下の通りである。
 - (1) 文化部
音楽 写真 伝統三道 (華・茶・書) 科学 美術 吹奏楽 イラストレーション 演劇
 - (2) 体育部
野球 陸上競技 男子バスケットボール 女子バスケットボール 女子バレーボール
サッカー 卓球 テニス ソフトテニス ダンス レスリング バドミントン カヌー
 - (3) 同好会
JRC